

平成19年度
第2回高松市香川地区地域審議会臨時会
会 議 録

と き：平成20年2月7日（木）

と ころ：高松市香川町農村環境改善センター 2階大ホール

<p>平成19年度 第2回高松市香川地区地域審議会臨時会 会議録</p>
--

1 日時

平成20年2月7日(木) 午前10時00分開会・午前10時45分閉会

2 場所

高松市香川町農村環境改善センター 2階大ホール

3 出席委員 14人

会長	初瀬 恭次郎	委員	土居 正則
副会長	長尾 光喜	委員	西川 靖子
委員	植松 一夫	委員	能祖 浩子
委員	佐藤 博美	委員	細井 香
委員	佐野 敏江	委員	前田 明美
委員	讃野 博志	委員	村尾 スミヨ
委員	辻 善教	委員	山本 宏美

4 欠席委員 1人

委員	御厩 武史		
----	-------	--	--

5 行政関係者

市民政策部長	岸本 泰三	市民政策部次長	地域振興課長事務
市民政策部次長	企画課長事務取扱	取扱	原田 典子
	加藤 昭彦	地域振興課主幹	村上 和広
企画課企画担当課長補佐		地域振興課長補佐	清谷 文孝
	和田 安富	地域振興課主任主事	吉本 喜代丸

6 事務局（香川支所）

支所長	岡 弘 司	支所課長補佐	柏 敏 城
支所課長	藤 井 敏 孝	管理係主任主事	澤 田 敏 男
支所課長補佐	三 好 和 則		

7 オブザーバー

高松市議会議員	大 塚 茂 樹
高松市議会議員	今 井 健 二

8 傍聴者 3人

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選任

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

ア 地域審議会の運営について

イ コミュニティセンターのあり方について

5 その他

6 閉 会

午前 10時00分 開会

会議次第1 開会

○事務局（三好） お待たせをいたしました。

それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから「平成19年度第2回高松市香川地区地域審議会臨時会」を開会いたします。

委員の皆様方には、何かと御多忙のところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この地域審議会の議長でございますが、「本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条の3」の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますが、本年1月10日に委員の改選がございまして、現在、会長が選任されておられませんので、本日の会議につきましては、会長が選任されるまでの間、事務局の私、三好が進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議でございますが、御厩委員さんは所用により欠席をされておまして、15名の委員中、14名の出席となっておりますので、「本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条の4」の規定により、会議を開催したいと存じます。

開会に当たりまして、岸本市民政策部長より、ごあいさつを申し上げます。

○岸本市民政策部長 皆さん、おはようございます。

市民政策部長の岸本でございます。

香川地区の地域審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

合併から2年が経過いたしますが、委員の皆様方におかれましては、平素より市政各般にわたりまして、格別の御理解・御協力を賜っておりますこと、また、去る1月10日に第2期の審議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただいたこと、また、それ以来、初めての審議会の開催でございますが、早朝より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

合併後のまちづくりにつきましては、高松市も誠に厳しい財政状況の下ではございますけれども、合併地区の建設計画を踏まえる中で、18年・19年につきましては、まちづくり戦略プランという実施計画に当たるものでございますが、これを策定しまして、地域課題、それから建設計画の効果的な実施に取り組んできたところでございます。

20年度からは、御承知のとおり、今、新しい総合計画を策定中でございまして、その

都市像として「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」,これを都市像として掲げております。

基本構想を、去る12月議会で御議決をいただいたところでございますが、実際の実施に当たりましては、20年から22年までの3カ年の実施計画、まちづくり戦略計画を、今、策定中でございます。2月末を目途に予算と同時に発表していくというようなところで、今、段取りを進めておるところでございます。

本日、御出席の皆様方には、従来から引き続いて委員をお願いする方、それから新しく委員になられた方、いろいろございますけれども、今後2年間にわたりまして、香川地区のまちづくりにつきまして、格別の御指導・御鞭撻をいただきたいと、また、いろいろな角度から御意見をいただきたいと、かように思っておる次第でございます。今後2年間よろしくお願い申しあげまして、私のごあいさつに代えさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（三好） ありがとうございます。

それではここで、本日は、委員改選後、最初の地域審議会でございますので、会議次第の裏面にあります香川地区地域審議会委員名簿に基づきまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお、50音順に御紹介をさせていただきます。

まず最初に、植松一夫委員でございます。

（自席で起立の上、会釈およびあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様。）

続きまして、佐藤博美委員でございます。

次に、佐野敏江委員でございます。

次に、讃野博志委員でございます。

次に、辻善教委員でございます。

次に、土居正則委員でございます。

次に、長尾光喜委員でございます。

次に、西川靖子委員でございます。

次に、能祖浩子委員でございます。

次に、初瀬恭次郎委員でございます。

次に、細井香委員でございます。

次に、前田明美委員でございます。

次に、御厩武史委員でございますが、本日は欠席をされております。

次に、村尾スミヨ委員でございます。

最後になりましたが、山本宏美委員でございます。

以上が、香川地区地域審議会委員の皆様でございます。

続きまして、高松市の出席者を紹介させていただきます。

市民政策部、部長の岸本泰三でございます。

（自席で起立の上、会釈およびあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様。）

市民政策部次長、企画課長事務取扱の加藤昭彦でございます。

市民政策部次長、地域振興課長事務取扱の原田典子でございます。

地域振興課、主幹の村上和弘でございます。

支所長の岡弘司でございます。

支所課長の藤井敏孝でございます。

なお、本地域審議会の事務局は、香川支所で担当しておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

会議次第2 会長・副会長の選任

○事務局（三好） それでは、これより会議次第の2「会長・副会長の選任」に移らせていただきます。

本審議会の会長・副会長の選任につきましては、「本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第6条」の規定によりまして、委員の互選ということになっておりますが、まず、会長の選任について、いかがいたしましょうか。

どうぞ、佐藤委員さん。

○佐藤委員 佐藤です。

この地域審議会では、建設計画登載事業の速やかな実現を目指していかなければなりませんので、会長には、合併協議会の委員でもあり、また、前期の地域審議会の会長であった初瀬委員さんに引き続きお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局（三好） ただいま会長に「初瀬委員さん」という御発言がございましたが、他にございませんでしょうか。

〔発言なし〕

○事務局（三好） それでは、他にないようでございますので、本地域審議会会長として、初瀬委員さんを選任することに賛成の方、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○事務局（三好） それでは、賛成多数ということでございますので、初瀬委員さんが、本地域審議会会長として選任されました。

初瀬会長には、早速会長席の方にお移りいただきまして、就任のごあいさつと、副会長の選任など、以後の議事進行をお願いいたしたいと存じます。

それでは、初瀬会長、よろしくをお願いいたします。

〔初瀬会長、会長席へ移動〕

○初瀬会長 それでは、失礼をいたします。

初瀬でございます。

ただいまは、高松市香川地区地域審議会の会長に御指名いただきまして、その重責に身の引き締まる思いをいたしております。

会長としてその責務を全ういたしますには、副会長様を始め、審議会委員の皆様方、ならびに高松市職員の方々、そして、地域住民の皆様方の御指導・御意見を承りながら、本審議会協議第3条の項目を踏まえまして、円滑に審議会を運営してまいることではないかと思っております。

さて、香川町も高松市と合併して2年余りが経過いたしました。10年パターンの建設計画で、三段跳びに例えるならば、現在は、ホップ・ステップ・ジャンプのホップの後半で、ステップに入る準備段階と理解しております。

この間、社会は大きな変化を来しており、地方自治行政も国から行財政改革の方針が打ち出され、合併前に高松市と協議決定しております建設計画も、時代の流れに即応して臨機応変に対処しなければならないと、このように考えております。

そして、この審議会を通じまして、香川町地域がその特性を生かして、一段と飛躍・発展をし、また、地域住民の皆様方が、暮らしやすいまちづくりに貢献をいたさなければならないと考えておりますので、これからの2年間、皆様の御協力をよろしくお願い申しあげまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

○議長（初瀬会長） それでは、座らせていただきます。

ここからは、本地域審議会の規定によりまして、私の方で議長を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

まず、「副会長の選任」でございますが、これにつきましては、いかがいたしましょうか。お尋ねをいたします。

はい、佐藤委員さん。

○佐藤委員 地域審議会の運営をスムーズにするためには、やはり会長と副会長は連携しながら、また、協力しながらやっていかなければならないと思いますので、会長の指名に一任したいと思います。

○議長（初瀬会長） ただいま佐藤委員さんから、会長に一任との御発言がございましたが、他に御意見はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多し〕

○議長（初瀬会長） それでは、御異議がないようでございますので、私の方から御指名をさせていただきます。

長尾委員さんに、副会長をお願いいたしたいと思いますが、長尾委員さんを副会長に選任することに賛成の方、恐れ入りますが挙手をお願い申し上げます。

〔挙手多数〕

○議長（初瀬会長） ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、長尾委員さんが、副会長として選任されました。

それでは、長尾副会長さんには、早速、副会長席の方にお移りをいただきたいと思えます。

長尾副会長さん、よろしく願いいたします。

〔長尾副会長、副会長席へ移動〕

会議次第3 会議録署名委員の指名

○議長（初瀬会長） それでは、続きまして会議次第3の会議録への署名委員さんを指名させていただきますと存じますが、これまでと同様に本審議会の名簿順にお願いをいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者多し〕

○議長（初瀬会長） それでは、御異議がないようですので、本日の会議録署名委員には、植松一夫委員さんと佐藤博美委員さんのお二人をお願いをいたしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

会議次第4 議事 (1) 報告事項

○議長（初瀬会長） 引き続きまして、議事に入りたいと思えます。

会議次第4の(1)報告事項のア「地域審議会の運営について」、地域振興課より御説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼します。

それでは、「地域審議会の運営について」、お手元にお配りしております地域審議会の手引き書、こちらの方に沿ってあらためて御説明申し上げます。

この手引き書は、これまでの地域審議会の委員の皆様方から、会議の持ち方についての御意見をいただいたり、行政の方も手探りの状態に対応を進めてまいり中、委員の皆様、また市行政の双方において、本審議会の果たす役割や目的について、その認識を共に共有し、より効果的な会議の運営を目指すことを目的に、いわば研修資料として昨年5月に作成したものでございます。

以下、資料を御覧いただきながら、お聞き取りをいただければと存じます。

手引き書の1ページを御覧ください。

1ページには、地域審議会の趣旨・目的・性格・組織について記載をしております。

地域審議会は、合併地区の地域住民の方々の意見を市政に反映するため、合併特例法ないしは合併新法に基づき、市長の附属機関として、合併時からおおむね向こう10年間にわたりまして、旧6町の地域ごとに設置されているものでございます。委員は15人以内で構成し、任期は2年間となっています。

次に、2ページを御覧ください。

地域審議会の役割をイメージ図と併せて掲載しております。

市長から委嘱を受けた委員の皆様は、建設計画や地域のまちづくりに関することについて、市長からの諮問や意見聴取に応じて審議し、答申や意見具申をすることとなっております。また、地域のまちづくりに関し、独自に市長に意見を述べるということもできます。これは合併後のまちづくりについて、委員個々の御意見ということもございますが、地域審議会自体が、市民に開かれた、地域の方々と情報共有を行えるような運営を目指しておりますので、地域の声をできるだけ反映しつつ、地域審議会の総意として意見を取りまとめていただいて、我々の地区は「かく有るべきだ。」ということを積極的に市長に答申なり、意見要望として具申していただきたいと存じております。

次に、3ページを御覧ください。

今少し、具体的な地域審議会の運営について説明しております。

定例会につきましては、毎年度2回会長が招集し、開催時期については、年間スケジュール表にございますように第1回目を6月頃に、第2回目については、10月～11月頃にかけて開催しております。第1回目の議題はこれまでの例で申しますと、建設計画の進

捗に係る実施計画の事業化に関する地域審議会からの要望でございまして、また、第2回目については、その要望に対する対応方針の説明をいたしてまいりました。

なお、臨時会は、委員総数の3分の1以上の委員から開催請求があったときに、会長が招集できることとなっております。

次に、4ページから5ページの上段にかけて御覧ください。

ここでは、これまで申しあげたことを踏まえまして、地域審議会の役割と行政との関係が大きく三つに分けられるということで、さらに整理しております。

まず、一つの流れとしては、市長が地域審議会へ諮問し、審議会から諮問に答えて答申するという流れです。例えば、建設計画の前期計画分や後期計画分の進捗状況に関して意見を求める場合や、建設計画の変更に関して意見を求める場合が想定されます。

次に、二つ目の流れとして、市長から審議会への意見の聴取というものがあります。例えば、まちづくりに関する施策や、市域の計画等の策定の際に、市長が地域審議会の方々に意見を求める場合でございます。

次に、5ページの上段に、三つ目の流れとして記載しておりますのが意見・要望ということで、これは地域審議会から市への働きかけを示してございます。市長からの意見の求めに応じるというものではなく、むしろ地域からまちづくりに関する課題を踏まえ、主体的に意見を具申いただくというものでございます。

審議会の運営については、この市から審議会へ、また、審議会から市へという二つの流れが機能しあうことによって、地域の声や考え方が、市政の中に適切に反映されるということにつながっていくものと考えております。

最後に、5ページの下段、「地域審議会の活動」の図を御覧ください。

本市としましては、地域審議会の制度を効果的に生かすべく、これまで二つの改善策を実施してまいりました。

一つは、地域審議会の議題の設定に係ることでございます。

これは地域審議会の議題を設定する際に、建設計画に関するものの他に、地域の多様な課題に対する対応や取組などに係る議題について、事前に委員さん側や行政側から提案していただくというものでございまして、行政側では、議題の提案を全庁的に各部局に積極的に呼びかけるものとしております。

改善策の今一つは、これまでの地域審議会でも定例・臨時の地域審議会の他に、勉強会や検討会を適宜開催していただいているところでございますが、会議の持ち方として、審

議会の終了後に自由な意見交換の時間枠を設けまして、その中で率直な意見交換、いわゆるフリートークを行いまして、委員の皆様方と市職員との意見交換を積極的に行おうとするものでございます。

以上、今後とも引き続き地域審議会が、合併地区住民の方々の御意見を反映する場として活性化するよう、委員の皆様方との忌憚のない意見交換を行うとともに、御提案等をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（初瀬会長） どうも、ありがとうございました。

ただいま説明のありました「地域審議会の運営」につきまして、何か御質問・御意見がありましたらお受けいたしたいと思えます。

〔発言なし〕

○議長（初瀬会長） 「地域審議会の運営について」、御質問がないようでございますので、次の議事に移りたいと思えます。

報告事項のイ「コミュニティセンターのあり方について」、地域振興課より御説明をお願いいたします。

○原田市民政策部次長 失礼いたします。

それでは「コミュニティセンターのあり方」につきまして、お手元の資料の「公民館からコミュニティセンターへ」に基づきまして御説明申しあげます。

まず、最初のページをお開きいただきたいと思えますが、「コミュニティセンターとは何か」、「どういう機能・役割を持っているか」、ということでございます。

ここに記載されておりますように、本市においてコミュニティセンターとは、様々な地域の課題や問題をその地域に住む方々が、自らの知恵と力で解決していこうというまちづくり活動の拠点施設と捉えております。こうした考え方の下、基本的なコミュニティセンターの機能を五つに整理してございまして、一つは「まちづくり活動の拠点」、二つ目は「ふれあい交流拠点」、三つ目は「生涯学習の拠点」、四つ目は「情報収集・発信拠点」、五つ目は「市民と行政との協働拠点」としておるところでございます。

本市では、このまちづくり活動の拠点としてのコミュニティセンターを、旧公民館を転換して整備してきてございまして、これまで旧高松市域において35地区全域に地域コミュニティ協議会が整備されたことを受けまして、平成18年度より、地区公民館41館をコミュニティセンターに転換して、地域コミュニティ協議会に委託するとともに、平成19

年度からは指定管理者制度に移行して運営しております。

次の「合併地区におけるコミュニティセンター化の時期と対象施設」というところを御覧ください。

合併地区のコミュニティセンター化の時期と対象施設につきましては、旧高松市域に倣いまして公民館を転換することを考えております。公民館からコミュニティセンターへの転換は、地域コミュニティ協議会による施設の管理運営と一体的に、また、同時期に行うことを考えており、地域コミュニティ協議会が設立されて実績等の確認ができた翌々年度以降としております。

なお、御当地の方では、川東・東谷公民館が来年度からコミュニティセンターとなりまして、川東校区コミュニティ協議会を指定管理者として指定する予定でございます。

次のページをお開けください。

コミュニティセンターの管理運営のうち指定管理者についてですが、指定管理者は、市の「公の施設」の管理を市に代わって包括的に行うもので、本市では、平成19年度よりコミュニティセンターに指定管理者制度を導入しまして、地域コミュニティ協議会に管理運営を委託し、利用者の立場に立った、柔軟で地域ニーズに合った運営を行っていただいております。

次のページに移りますが、コミュニティセンターの管理運営の仕組み①の図でございます。

市が地域コミュニティ協議会を指定管理者として指名し、そして管理運営を委託することになるわけですが、その際、外部の第三者機関として、「公の施設指定管理者選定委員会」というところの審査・承認という手続きもございます。また、地域コミュニティ協議会側でも管理運営委員会を設置しまして、公正・公平・効率的な管理運営を行っていただくこととなります。運営については、市は指揮・監督を随時し、協議会は報告・協議を行いながら管理運営を行うこととなります。

次のページをお開きください。

次に、仕組みの②として職員体制と委託料でございますが、職員体制としましては、標準施設で常勤がセンター長1名、主任さんが1名、非常勤として夜間のスタッフ数名となります。また、委託料は大きく人件費、施設維持管理経費、生涯学習事業委託費から成り立っております。人件費は標準施設の場合が約600万円、光熱水費等維持管理経費が実績に基づき約200万円、生涯学習関係事業費が講師謝金等で約50万円となっております。

ます。

次に、委託後のコミュニティセンターの事務として③の表にしておりますが、施設管理に係る各種管理業務の他に、先に申しあげた五つのコミュニティセンターの機能の実現という、ソフト部分の運営を併せて行っていただくこととなります。また、それぞれの地域の地域コミュニティ協議会との協議や契約によりまして、コミュニティ協議会の事務局としての業務も併せて担っていただいている協議会が多くあります。この点につきましては、それぞれの協議会の工夫によりまして効果的なセンターの運営を行っていただくこととなります。

最後になりましたが、こちらの香川地区におけますコミュニティセンター化の対象施設でございますが、先ほど申しましたように、こちらにありました公民館をコミュニティセンターに転換するという事で、三つの校区にそれぞれあります大野公民館、浅野公民館、川東公民館、そしてまた地理的な点を見まして東谷公民館、その4館をコミュニティセンター化対象施設と考えております。

なお、無人施設でございます浅野北部公民館は、管理公民館という位置付けになっておりますが、こちらの方は、コミュニティセンター化対象施設とは現在のところ考えておりませんで、現在のままの運営で引き続き行いつつ、地元との協議を含めながら、この後の位置付けを検討してまいる予定にしております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（初瀬会長） はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました「コミュニティセンターのあり方」につきまして、何か御質問・御意見がありましたらお受けいたしたいと思っております。

はい、前田委員さん。

○前田委員 前田明美です。

この4月から、川東と東谷は公民館がコミュニティセンターになりますね。しかし浅野と大野はまだなっていないんですが、住民として大野も浅野も利用しますので、何か不都合なことが起こらないかちょっと心配なんですけど、いかがでしょうか。

お尋ねします。

○議長（初瀬会長） ただいまの浅野と大野地区のコミュニティセンター化について、私の承っておるところでは、少し準備が遅れておることではございますが、子細はちよ

っと存じておりませんので、そのところ何かお詳しい方……。

はい、次長さんお願いします。

○原田市民政策部次長 失礼します。

委員さんがおっしゃいましたように、来年度からは川東と東谷がコミュニティセンターになりますが、大野と浅野は、引き続き公民館として運営されることになっております。まだコミュニティセンター化はちょっと先になるんですが、その際に、住民の方側の不都合があるかという御質問ですが、基本的には無いと存じております。今までどおりの御利用方法で、住民の地域活動・NPO活動、それから自治会活動を含めた各種団体さんの活動や同好会の活動については、今までどおりの運用です。これまでの旧高松市域のコミュニティセンターでも基本的にはそうなっております。ただ、コミュニティ協議会が指定管理者として指定されて受託されているコミュニティセンターについては、多少、施設運用の裁量権をコミュニティ協議会側にお渡ししておりますので、公民館時代にありました減免措置等については、そのコミュニティ協議会側さんの考え方によって少し動かせるようなことも想定されます。そういった場合については、地域の住民の方に御説明しながら運営についての御協力をいただくというふうになるかもしれませんが、それほど大きな変化は無いと思っています。ただ、将来的には公民館とコミュニティセンターとの違いということで申しましたら、公民館は社会教育法の下で運営されておりますので、営利目的の活動というのは基本的に厳しく除かれておまして、地域の中にある商工会さんとか農業協同組合さんとか、そういった事業者関係の方との共同による利用というものについては、コミュニティセンターの方が使い勝手がよくなるのではないかと考えておりますので、そういう面での活用を想定して、将来的にはコミュニティセンター化を進めていただきたいと考えております。

○前田委員 どうも、ありがとうございました。

○議長（初瀬会長） 前田委員さん。よろしゅうございますか。

○前田委員 はい、ありがとうございます。

○議長（初瀬会長） はい、土居委員さん。

○土居委員 土居でございます。

香川町には、幾つかの文化センターや集落センターというのがあるんですけども、その管理運営はどうなるんでしょうか。

○原田市民政策部次長 はい、失礼します。

文化センターの方も地域振興課の所管で持っておりますが、現在は、今までのとおりの運用を考えておまして、コミュニティセンター化の施設を、現在、確定してまいったところでございまして、それ以外の施設は今までどおりの運用を考えております。ただ、今後の位置付け等について、協議とか検討していく時期は来ると思いますので、その時には、また、地域の皆さんにお諮りつつ検討してまいりたいと考えております。

○議長（初瀬会長） はい、他にコミュニティ関係について何かございますか。

はい、山本委員さん。

○山本委員 山本です。

先ほど、地域コミュニティ協議会がコミュニティセンターを運営するというのを聞いたんですが、公正・公平、それともう一つ何か付いていたと思うんですが、これはどなたの目から見ての判断なんでしょうか。今までは市が責任持ってくれるとか、そういうのがあったじゃないですか。今度は一般市民というか地域の人が主体になってするから、どんなに一生懸命にしても、多少は、やっぱり偏り方は出てくると思うんですよね。その点について市はもう全然ノータッチで、「お宅の地域のことやから地域で決めなさい。」となるんですか、「これはこうした方が良いですよ。」とはもう言わないんですか。

以上です。

○議長（初瀬会長） はい、どうぞ。原田次長さん。

○原田市民政策部次長 委員さんがおっしゃいましたのは、公の施設を指定管理者が運用する場合と、市が直接に運用する場合とでは、その公平度とか公正度に変化が起こるんじゃないかというような御心配だと思うんですが、指定管理者の方に委託をするときに、使用に関する許認可事務に関する取扱の運用の細則のようなものもお渡しして、細かいところで、その許認可をするときの許可のルール、それから許可できない場合のルールとか基本的なラインはお示しをして、統一的に全部の館が運用しておりますので、できるだけその問題が無いようにはしております。ただ、個別のケースで、いろいろと今までに無い事例で使いたいと言われる場合があると思いますが、そういう場合は、市の方に報告が来ましたら御一緒に相談したり、考えたり、他の館にも状況を聞いたりしながら適切な対応をするように心がけております。また、何か不利益を被られて問題だと思われた場合は、コミュニティ協議会を通じて市の方に御相談いただいてもよろしいですし、また法的にも異議申し立てとか、そういった手続等もありますので、そういった手順でこちらの方に御意見をいただいたら良いと思いますし、コミュニティセンターを地域コミュニティ協議会が受

託して運営する、そしてそこに市も関わる、そして住民の方もおられるということで、それぞれのところがお互いに育ちつつ、これからの自治と協働時代のコミュニティセンターの運営のあり方というものも勉強しつつということになるんだと思うんですが、いろいろなケースでの解釈を通して、コミュニティセンターの公正・公平な運営というのを確保していきたいと思っております。

以上です。

○山本委員 山本です。

その場合は、市民政策部の方へお願いに行ったら良いということですか。

○原田市民政策部次長 地域振興課の方になっておりますので、よろしくをお願いします。

○山本委員 地域振興課ですか。はい、ありがとうございます。

○議長（初瀬会長） 山本委員さんよろしいですか。

はい、他に何かございませんか。

新しい委員さんで、この際、このコミュニティのことについて、御発言がありましたらどうぞ御遠慮なくお願いをいたします。

〔発言なし〕

会議次第5 その他

○議長（初瀬会長） それでは、特にないようでございますので、以上で本日本日予定しておりました議事は終了いたしました。地域審議会として何か諮りたいことがございましたら、どうぞ御発言をお願いをいたします。

また、新しい委員さんもこの際何かございましたら、御発言をお願いいたしたいと思えます。

○山本委員 よろしいでしょうか。

○議長（初瀬会長） はい、山本委員さん。

○山本委員 すいません。

今ごろ問題になっている中国産の農産物なんですが、去年の地域審議会でも「地産地消を学校給食でも取り上げていただきたい。」と言う地域審議会委員さんがいらっしゃったんですが、予算の面とかいろいろあると思うんですが、なるべく安全なものを学校給食に取り入れていただきたい。

これは要望です。

○議長（初瀬会長） 他にございませんか。

会議次第6 閉会

○議長（初瀬会長） 特にないようでございますので、以上で、本日の会議日程はすべて終了をいたしました。

皆様方には長時間にわたり御協議を賜り、円滑な進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

○事務局（三好支所課長補佐） それでは、これをもちまして、「平成19年度第2回高松市香川地区地域審議会臨時会」を閉会させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

午前 10時45分 閉会

会議録署名委員

委員 植松 一夫

委員 佐藤 博美